

令和8年度板橋区非課税等世帯エアコン購入費助成事業実施要綱

令和8年6月30日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、経済的な理由により自宅に家庭用エアコンディショナー(以下「エアコン」という。)を設置していない非課税等世帯に対し、エアコンの購入及び設置に要する費用(以下「エアコン購入費等」という。)を助成する事業(以下「本事業」という。)を実施することにより、熱中症等による健康被害の予防を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 非課税等世帯

板橋区(以下「区」という。)の区域内(以下「区内」という。)に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき区の住民基本台帳に記録されている者を含む世帯のうち、次のいずれかを満たす世帯。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める世帯(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受ける者を含む。)

ア 事業実施年度又はその前年度のいずれか若しくは双方において、「特別区民税・都民税」(以下「住民税」という。)の均等割が非課税である世帯(同一の世帯に属する者全員が、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定の均等割が課されていない者又は東京都板橋区特別区税条例(昭和39年11月25日東京都板橋区条例第47号)の定めるところにより住民税の均等割を免除された者である世帯をいう。)

イ 事業実施年度又はその前年度のいずれか若しくは双方において、住民税の均等割のみ課されている世帯(地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき住民税の均等割は課されているが、所得割は課されていない世帯)

ウ 事業実施年度若しくはその前年度のいずれか又は双方において、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第3条第1項に規定する児童及び同法第4条に規定する児童扶養手当の支給要件を満たす者を含む世帯

エ その他やむを得ない事情により区長が必要と認めた世帯

(2) エアコン購入費等

エアコン本体購入費、配送費、設置工事費、撤去費及びリサイクル費。ただし、延長保証料、電池等消耗品費及びエアコンの設置に係る店舗又は事業者以外者

がエアコンの設置工事を行った場合の当該設置工事に要した費用は含まない。

(助成要件)

第3条 助成の要件は、助成金交付申請日時時点で前条第1項が定める非課税等世帯のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たす場合とする。ただし、本事業、「板橋区生活保護世帯等エアコン購入費等助成事業」で助成を受けている場合、又は原則として申請日現在、申請者を含むその世帯員全員が住民税及び森林環境税、並びに軽自動車税を滞納している場合は対象外とする。

(1) 居住している住宅においてエアコンがないこと

(2) 故障により使用できるエアコンがないこと

(3) 既に設置してあるエアコンが製造された年から10年以上経過していること

(4) 既にエアコンを設置しているが、居室又は家族状況により新たにエアコンを設置する場合

(5) その他、区長が必要と認めた場合

2 前項に掲げる要件に該当し、賃貸住宅に居住している場合は、エアコン設置及び設置工事に関して、家主から承諾を得ていること。ただし、都営住宅又は区営住宅に居住している場合を除く。

(助成対象機器等)

第4条 助成の対象となるエアコンは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 助成を受けようとする世帯の代表者(以下「申請者」という。)が居住する区内の住宅に設置するものであること。

(2) 助成金の交付決定後、購入及び居住する住宅への設置が完了しているエアコンであること。ただし、令和8年4月1日から令和8年7月31日までにエアコンを購入し、第3条で定める要件に該当する又はやむを得ない事由があると区長が認める場合は、この限りでない。

(3) 壁又は窓枠に固定して設置するエアコン(新品の製品に限る。)であること。ただし、区長が住宅の構造等を理由にエアコンを壁又は窓枠に固定して設置することが困難であると認める場合は、その他のエアコンを対象とすることができ。

(4) 事業の用に供するものでないこと。

2 この要綱による助成の対象となるエアコンの台数は、1世帯1台のみとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、予算の範囲内において、第2条第2号で定めるエアコン購入費等のうち実際に支払った額で、1世帯につき10万円を限度とする。ただし、実際に支払った額が10万円に満たない場合は、その支払った額を限度額とする。

(助成金の申請)

第6条 申請者は、エアコンを購入する前に板橋区非課税等世帯エアコン購入費助成金交付申請書(別記第1号様式)及び同意書(別記第2号様式)により、区長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請期間は、令和8年7月1日から令和8年12月28日までとする。

3 申請者は、申請にあたり、世帯全員の課税証明書等、住宅のエアコンを設置する予定箇所における未設置又はエアコンの設置状況、製造年等がわかる資料、その他区長が必要と認める書類を提出すること。

(交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付が適当であると認めたときは、助成金の交付を決定し、板橋区非課税等世帯エアコン購入費助成金交付決定通知書(別記第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による審査の結果、助成金の交付が適当でないと認めたときは、板橋区非課税等世帯エアコン購入費助成金不交付決定通知書(別記第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

(変更)

第8条 前条第1項の規定により助成金の交付決定通知を受けたもの(以下「交付決定者」という。)が、申請した内容を変更しようとするときは、板橋区非課税等世帯エアコン購入費助成金交付変更届(別記第5号様式)を、第9条の規定による助成金の請求を行う前に区長へ提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(取下げ)

第9条 交付決定者が、申請の取下げをしようとするときは、板橋区非課税等世帯エアコン購入費助成金交付取下げ届(別記第6号様式)を、次条の規定による助成金の請求を行う前に区長へ提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

2 区長は、前項の取下げ届を受けたときは、その内容を審査し、これを適当と認めるときは、交付決定者に対し、板橋区非課税等世帯エアコン購入費助成金交付取下げ承認書(別記第7号様式)により通知するものとする。

(完了報告及び助成金の請求等)

第10条 交付決定者は、助成金を請求するときは、板橋区非課税等世帯エアコン購入費助成金交付請求書兼口座振替依頼書(別記第8号様式)に、エアコン購入費等の

領収書及び設置状況が把握できる資料等を添えて、令和9年1月29日までに区長に請求しなければならない。

- 2 交付決定者は、東京都板橋区応急福祉資金貸付条例（昭和41年板橋区条例第11号）に基づく応急福祉貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付を受け、これをエアコン購入費に充てる場合は、貸付金の返還に助成金を充当することに同意し、貸付金の返還に充てる助成金の額を明記した書類及びエアコン購入費の領収書を、貸付を受けた日の属する月の翌月末までに、区長へ提出しなければならない。
- 3 前項の場合において、助成金の額が貸付金の返還額を超える場合は、助成金を返還額全額に対して充当し、差額については、第1項の規定により請求するものとする。

（助成金の額の確定及び通知）

- 第11条 区長は、前条第1項の規定による請求があった場合は、その内容を審査し、助成を適当と認めたときは、助成金の額を確定し、板橋区非課税等世帯エアコン購入費助成金交付額確定通知書（別記第9号様式）により、交付決定者に通知するものとする。
- 2 区長は、前項の規定による審査の結果、助成を不適当と認めたときは、板橋区非課税等世帯エアコン購入費助成金不支給決定通知書（別記第10号様式）により、交付決定者に通知するものとする。
 - 3 区長は、前条第2項の規定による同意書等の提出があった場合は、その内容を審査し、貸付金の返還に充当する助成金の額を確定し、板橋区非課税等世帯エアコン購入費助成金額確定・充当通知書（別記第10号の2様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（助成金の支給方法等）

- 第12条 区長は、前条第1項の規定により助成金の額の確定及び通知を行った後、交付決定者に助成金の支給を行う。
- 2 助成金の支給は、原則として口座振込による方法により行う。
 - 3 前条第3項の規定による助成金の充当は、振替収支により処理する。

（交付決定の取消し）

- 第13条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- （1）偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
 - （2）助成金の交付が暴力団（東京都板橋区暴力団排除条例（平成24年板橋区条例第28号）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき。
 - （3）第2条及び第3条、並びに第4条の規定に該当しなくなったとき。

(4) 助成を辞退したとき。

(5) この要綱の規定に違反したとき。

- 2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、板橋区非課税等世帯エアコン購入費助成金交付取消通知書(別記第 11 号様式)に理由を付して、その旨を当該取消しに係る交付決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第 14 条 区長は、前条第 1 項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に助成金の交付がされているときは、板橋区非課税等世帯エアコン購入費助成金返還命令書(別記第 12 号様式)により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(機器の管理等)

第 15 条 エアコン購入費等の助成を受けた者は、最善の注意をもって当該助成を受けた機器を使用し、及び維持管理しなければならない。

- 2 エアコン購入費の助成を受けた者は、助成を受けた日から 5 年の間、本事業の目的に反して当該助成を受けた機器を売却、譲渡、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

年 月 日

申請者	住所（〒 ） 板橋区		電話番号	
	フリガナ 氏 名	生年月日	年	月 日 (歳)

住宅状況（○をつける）

☐ 自家 ・ ☐ 賃貸（☐ 借家 ☐ マンション・アパート ☐ 都営・区営住宅 ☐ UR ☐ シェアハウス ）

下記要件のうち、該当する全ての□にチェックを記入してください。

助成対象世帯の要件（申請日の時点で下記の全ての項目に該当すること。）

☐ 申請者を含む世帯員全員が板橋区に住民票がある
☐ 申請者を含む世帯員全員が生活保護または中国残留邦人支援給付を受給していない
☐ 申請者を含む世帯員全員が申請日現在で税（特別区民税、都民税、森林環境税、軽自動車税）を滞納していない
☐ 過去に本事業、「板橋区生活保護世帯等エアコン購入費等助成事業」の助成を受けていない

所得要件のうち、該当するいずれかの□にチェックを記入してください。

☐ 申請者を含む世帯員全員が申請日時点で住民税非課税または住民税均等割のみ課税である
☐ 申請日時点で、児童扶養手当を受給している

申請理由について該当する項目、いずれかにチェックを記入してください

☐ 自宅にエアコンが一台もないため
☐ 設置してあるエアコンが製造から10年以上経過しており、買い替えるため
☐ 設置してあるエアコンが故障して動かないため
☐ 既にエアコンを設置しているが、居室又は家族状況により追加で設置するため

誓 約 事 項

賃貸住宅にお住まいの方は、エアコンの設置及び設置に必要な工事について、家主（大家・管理会社等）の許可が必要です。（自家、都営・区営住宅の場合は不要）

家主等の許可を得たうえで、□にチェック及び家主名（氏名又は会社名等）を記入してください。

☐ 家主（ ）から、エアコンの設置及び設置に必要な工事の許可を得ています。

また、下記の内容をご確認のうえ、□にチェックを記入してください。

☐ 区は、本助成金の交付に伴い、申請者が締結するエアコンに関する契約、それに伴う諸工事及び家主との賃貸借契約に関する事項について一切の責任を負いません。
☐ 本助成金の申請にあたっては、本申請書に記載の助成対象世帯の要件に該当することに相違ありません。また第13条に該当し、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消され、第14条に基づく返還請求があったときは、速やかに返還します。

別記第2号様式(第6条関係)

年 月 日

板橋区長様

同 意 書

令和8年度板橋区非課税等世帯エアコン購入費助成事業実施要綱に基づく助成世帯の対象要件確認、その他本助成金の交付決定に必要な範囲で、下記申請者及び世帯員の、住民基本台帳情報・税情報・生活保護受給情報等を調査、確認することに同意します。

記

1 申請者 (生年月日 年 月 日)

住 所:東京都板橋区

2 世帯員 (生年月日 年 月 日)

3 世帯員 (生年月日 年 月 日)

4 世帯員 (生年月日 年 月 日)

5 世帯員 (生年月日 年 月 日)

第 号
年 月 日

（住所）

様

板橋区長

板橋区非課税等世帯エアコン購入費助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった板橋区非課税等世帯エアコン購入費助成金について、
下記のとおり決定したので通知します。

記

1 受付番号

2 交付額

エアコン購入費	金額
(1)エアコン本体購入費 (2)配送費 (3)設置・工事費 (4)撤去費	エアコン購入費の実費 ただし、実際に支払った額が 10 万円以上の場合は、10 万円とする。

3 その他

- (1)エアコンの購入及び設置を完了し、必要な書類を添付の上、板橋区非課税等世帯エアコン購入費助成金の交付請求については、別紙案内のとおり提出してください。
- (2)申請内容を変更するとき又は申請を取下げしようとするときは、板橋区非課税等世帯エアコン購入費助成金交付変更届（別記第5号様式）又は板橋区非課税等世帯エアコン購入費助成金交付取下げ届（別記第6号様式）を提出してください。
- (3)上記(1)の請求書等の提出期限である令和8年1月 29 日を過ぎた場合、助成金が支給できない場合がありますので、速やかにエアコンを購入・設置し、助成金の請求手続きを行ってください。

第 号
年 月 日

（住所）

様

板橋区長

板橋区非課税等世帯エアコン購入費助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった板橋区非課税等世帯エアコン購入費助成金について、
下記の理由により交付しないことを決定しましたので通知します。

記

不交付理由

年 月 日

板橋区長

板橋区非課税等世帯エアコン購入費助成金交付変更届

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

年 月 日付で申請した、板橋区非課税等世帯エアコン購入費助成金について、
下記のとおり変更を行うため、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 変更内容
（変更前）

（変更後）

2 変更理由

3 添付書類

年 月 日

板橋区長

板橋区非課税等世帯エアコン購入費助成金交付取下げ届

住所_____

氏名_____

年 月 日付で交付決定した、板橋区非課税等世帯エアコン購入費助成金について、下記のとおり取下げ願います。

記

1 取下げ理由

2 添付書類

第 号
年 月 日

（住所）

様

板橋区長

板橋区非課税等世帯エアコン購入費助成金交付取下げ承認書

年 月 日付で申請のあった板橋区非課税等世帯エアコン購入費助成金交付取下げについて、承認したので通知します。

板橋区非課税等世帯エアコン購入費助成金交付請求書兼口座振替依頼書

年 月 日

(宛先)板橋区長

〒

(申請者)住所

氏名

令和8年度板橋区非課税等世帯エアコン購入費助成事業実施要綱第10条に基づき交付決定を受けた助成金について、下記のとおり請求します。

請求金額		万	千	百	十	円
------	--	---	---	---	---	---

※ 請求金額について
エアコン購入金額が100,000円を超える場合は上限金額「100,000円」、超えない場合は「エアコン購入金額」を記入してください。

上記に係る板橋区からの助成金について、下記の口座に振り込むことを依頼します。

金融機関名					支店名			
銀行 信用金庫 信用組合					支店 出張所			
金融機関コード (4桁)					支店コード (3桁)			
預金種別(いずれかに○)					口座番号			
普通 ・ 当座 ・ 貯蓄								
口座 名義	フリガナ							
	漢字							

ゆうちょ銀行												
貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。												
通帳記号 (6桁目がある場合は、※欄に記入)						通帳番号 (右詰めで記入)						
1				0	※							1
口座 名義	フリガナ											
	漢字											

※ 申請者と口座名義の氏名は、同一のものとしてください。申請者以外の口座へ振り込む場合は、別途委任状が必要です。

第 号
年 月 日

（住所）

様

板橋区長

板橋区非課税等世帯エアコン購入費助成金交付額確定通知書

年 月 日付で申請のあった板橋区非課税等世帯エアコン購入費助成金について、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

記

交付確定額

¥ _____ . -

第 号
年 月 日

（住所）

様

板橋区長

板橋区非課税等世帯エアコン購入費助成金不支給決定通知書

年 月 日付で申請のあった板橋区非課税等世帯エアコン購入費助成金の交付請求について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定内容

エアコン購入に伴う助成金の不支給

2 不支給理由

第 号
年 月 日

(住所)

様

板橋区長

板橋区非課税等世帯エアコン購入費助成金額確定・充当通知書

年 月 日付で申請のあった板橋区非課税等世帯エアコン購入費助成金について、
下記のとおり助成金の額を確定し、これを板橋区応急福祉資金貸付金の返還額に充当し
ます。

記

1 助成金額

¥ _____ . -

2 板橋区応急福祉資金貸付金への充当額(返還額)

¥ _____ . -

※「助成金額」が「充当額(返還額)」に満たない場合

差額については、「板橋区応急福祉資金貸付金の返還方法に係る同意書」に基づき、
板橋区応急福祉資金貸付金返還金の返還計画のとおり返済してください。

第 号
年 月 日

（住所）

様

板橋区長

板橋区非課税等世帯エアコン購入費助成金交付取消通知書

年 月 日付 第 号で通知した板橋区非課税等世帯エアコン購入費助成金交付決定について、令和8年度板橋区非課税等世帯エアコン購入費助成事業実施要綱第 13 条の規定に基づき、下記の理由により交付決定を取り消しましたので通知します。

記

1 取り消し理由

2 交付決定取消金額
円

第 号
年 月 日

（住所）

様

板橋区長

板橋区非課税等世帯エアコン購入費助成金返還命令書

令和8年度板橋区非課税等世帯エアコン購入費助成事業実施要綱第 14 条の規定に基づき、年 月 日付 第 号で交付決定した板橋区非課税等世帯エアコン購入費助成金について、返還を命ずることを決定したので通知します。

記

1 交付確定額

円

2 返還命令額

円

3 返還命令の理由

4 納付期限

年 月 日